

計画作成年度	令和4年度
計画主体	島原市、雲仙市、南島原市(代表)

## 島原半島地域鳥獣被害防止計画(第5次)

【期 間:令和5年度～令和7年度】

<連絡先>

担当部署名  
所在地  
電話番号  
FAX番号  
メールアドレス

島原市農林水産部農林課  
長崎県島原市有明町大三東戊1327番地  
0957-68-5486  
0957-68-2119  
norin@city.shimabara.lg.jp

<連絡先>

担当部署名  
所在地  
電話番号  
F A X 番号  
メールアドレス

雲仙市農林水産部農林課  
長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地  
0957-38-3111  
0957-38-3205  
norinsuisan@city.unzen.lg.jp

<連絡先>

担当部署名  
所在地  
電話番号  
F A X 番号  
メールアドレス

南島原市農林水産部農林課  
長崎県南島原市有家町山川58番地1  
0957-73-6661  
0957-82-0217  
nousan@city.minamishimabara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス等鳥類、ヒヨドリ、カモ、アナグマ等
計画期間	令和5年度 ~ 令和7年度
対象地域	島原市、雲仙市、南島原市

2. 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	市	被害の現状		
		品 目	被害数値	
			被害面積(a)	被害額(千円)
イノシシ	島原市	水稲	0	0
		いも類	6	174
		飼料作物	0	0
		果樹	0	0
		野菜	0	0
		その他	0	0
	小計	6	174	
	雲仙市	水稲	366	4,213
		いも類	144	2,671
		飼料作物	5	2
		果樹	72	385
		野菜	55	745
		その他	6	26
	小計	648	8,042	
	南島原市	水稲	334	3,824
		いも類	14	394
		飼料作物	0	0
		果樹	1	69
野菜		1	28	
その他		0	2	
小計	350	4,317		
イノシシ 計		1,004	12,533	
カラス等鳥類	島原市	果樹	0	0
		野菜	1	22
		その他	0	0
		小計	1	22
	雲仙市	果樹	1	24
		野菜	20	650
		その他	0	0
		小計	21	674
	南島原市	果樹	0	0
		野菜	4	894
		その他	0	0
		小計	4	894
カラス 計		26	1,590	
ヒヨドリ	島原市	果樹	0	0
		野菜	0	0
		その他	0	0
		小計	0	0
	雲仙市	果樹	0	0
		野菜	35	672
		その他	0	0
		小計	35	672
	南島原市	果樹	5	168
		野菜	4	215
		その他	0	0
		小計	9	383
ヒヨドリ 計		44	1,055	

(つづき)

鳥獣の種類	市	被害の現状		
		品目	被害数値	
			被害面積(a)	被害額(千円)
カモ類	島原市	果樹	0	0
		野菜	0	0
		その他	0	0
		小計	0	0
	雲仙市	麦	0	0
		果樹	0	0
		野菜	29	975
		その他	0	0
	小計	29	975	
	南島原市	果樹	0	0
		野菜	0	0
		その他	0	0
		小計	0	0
カモ 計		29	975	
アナグマ	島原市	果樹	1	19
		野菜	3	907
		その他	0	0
		小計	4	926
	雲仙市	豆類	2	30
		果樹	0	0
		野菜	5	4
		その他	0	0
	小計	7	34	
	南島原市	果樹	1	7
		野菜	1	152
		その他	0	0
		小計	2	159
アナグマ 計		13	1,119	
ノイヌ	島原市	牛、豚、鶏	0	0
	雲仙市	牛、豚、鶏	0	0
	南島原市	牛、豚、鶏	0	0
	ノイヌ 計		0	0
タヌキ、 アライグマ等	島原市	野菜等	0	0
	雲仙市	野菜等	10	2,278
	南島原市	野菜等	1	10
	タヌキ、アライグマ等 計		11	2,288
合 計	島原市 計		11	1,122
	雲仙市 計		750	12,675
	南島原市 計		366	5,763
	合 計		1,127	19,560

## (2)被害の傾向

鳥獣の種類	生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等
イノシシ	4月から5月にかけてニンジンやタケノコや馬鈴薯(春)の被害、8月から10月における水稲、いも類への食害が多くなっており、特に10月は全市的に稲の刈り入れ時期のため被害が多くなっている。それに次ぐ被害としては耕作放棄地に隣接する山間部において、踏み倒し被害が多く発生している。加えて、近年は住宅地への出没事例が多く発生しており、生活環境被害が深刻な問題である。
カラス等鳥類	カラスによる被害は夏から秋に集中し、野菜、果樹への食害、定植直後の野菜苗の抜き取り等が発生している。また、農作物被害だけでなく、畜舎、山林への糞害、鳥インフルエンザなどの発生も懸念される。また、生活ゴミを散乱させるなど生活環境被害も少なくない。また、その他鳥類についても、水稲苗の踏み倒し被害等が発生している。
ヒヨドリ	例年1月から3月にかけて、野菜、果樹の食害が発生している。特にブロッコリーの被害が深刻である。
カモ類	近年、カモ類による農作物被害が発生し拡大傾向にある。2～3月にかけて定植したブロッコリー苗の被害が出ており、今後計画的な総合対策に取り組む必要がある。
アナグマ	近年、アナグマによる農作物被害が発生し拡大傾向にある。特に初夏のスイートコーンやすいかで被害面積が拡大しており、次いでいちごの被害が散見される。加えて、ビニールハウスの被覆資材を破って侵入し、その穴が他の獣(主にタヌキ)の侵入路となり、被害が拡大する傾向にある。そこで、今後計画的な総合対策に取り組む必要がある。
ノイヌ	農作物被害が不定期に発生している。
タヌキ	アナグマと同様、すいか、いちごに被害が集中して発生している。
アライグマ	平成30年に雲仙市にて初めて捕獲されて以降、雲仙市、南島原市内において捕獲されている。今後農作物及び生活被害、生態系への悪影響が懸念される。したがって、関係機関と連携して根絶に向けた対策を図る必要がある。

## (3)被害の軽減目標

指標 (対象鳥獣)	市	現状値(令和3年度)		目標値(令和7年度)	
		被害面積(a)	被害額(千円)	被害面積(a)	被害額(千円)
イノシシ	島原市	6	174	3	120
	雲仙市	648	8,042	452	5,628
	南島原市	350	4,317	244	3,020
	計	1,004	12,533	699	8,768
カラス等鳥類	島原市	1	22	1	14
	雲仙市	21	674	14	470
	南島原市	4	894	2	624
	計	26	1,590	17	1,108
ヒヨドリ	島原市	0	0	0	0
	雲仙市	35	672	24	470
	南島原市	9	383	6	268
	計	44	1,055	30	738
カモ類	島原市	0	0	0	0
	雲仙市	29	975	20	682
	南島原市	0	0	0	0
	計	29	975	20	682
アナグマ	島原市	4	926	1	647
	雲仙市	7	34	3	22
	南島原市	2	159	1	110
	計	13	1,119	5	779
ノイヌ	島原市	0	0	0	0
	雲仙市	0	0	0	0
	南島原市	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
タヌキ・ アライグマ等	島原市	0	0	0	0
	雲仙市	10	2,278	7	1,594
	南島原市	1	10	1	7
	計	11	2,288	8	1,601
合 計	島原市	11	1,122	5	781
	雲仙市	750	12,675	520	8,866
	南島原市	366	5,763	254	4,029
	合 計	1,127	19,560	779	13,676

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																																																																								
捕獲等に関する取り組み	<p>島原猟友会、国見猟友会、小浜猟友会、南島原猟友会と連携して、捕獲体制の構築が行われている。捕獲手段に関しては、市全域で箱わなが中心となっている。</p> <p>また、捕獲隊の設置により、地域住民との連携強化が図られている。</p> <p>捕獲された個体については、自家消費、焼却、埋設、食肉処理加工施設への搬入等で適切に処理されている。</p> <p>イノシシ(有害)捕獲実績(3市)</p> <table border="1"> <tr> <td>R1</td> <td>島原市</td> <td>680 頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雲仙市</td> <td>2,067 頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南島原市</td> <td>2,670 頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>5,417 頭</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>島原市</td> <td>581 頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雲仙市</td> <td>1,762 頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南島原市</td> <td>3,150 頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>5,493 頭</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>島原市</td> <td>544 頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雲仙市</td> <td>1,682 頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南島原市</td> <td>2,621 頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>4,847 頭</td> </tr> </table>	R1	島原市	680 頭		雲仙市	2,067 頭		南島原市	2,670 頭		計	5,417 頭	R2	島原市	581 頭		雲仙市	1,762 頭		南島原市	3,150 頭		計	5,493 頭	R3	島原市	544 頭		雲仙市	1,682 頭		南島原市	2,621 頭		計	4,847 頭	<p>狩猟者の高齢化が進んでいる中、有害鳥獣捕獲従事者も同様に減少傾向である。</p> <p>一方で、狩猟免許取得者は若干名いることから、有害鳥獣捕獲従事者となるため、新規免許取得者のみならず、受け入れ側の猟友会に対しても支援が必要であると考えられる。</p> <p>また、有害鳥獣捕獲従事者の技術の向上、効果的な捕獲用具の普及促進も課題となっている。</p> <p>さらに、鳥獣は市の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市と連携した捕獲の実施についても課題となっている。</p>																																				
R1	島原市	680 頭																																																																								
	雲仙市	2,067 頭																																																																								
	南島原市	2,670 頭																																																																								
	計	5,417 頭																																																																								
R2	島原市	581 頭																																																																								
	雲仙市	1,762 頭																																																																								
	南島原市	3,150 頭																																																																								
	計	5,493 頭																																																																								
R3	島原市	544 頭																																																																								
	雲仙市	1,682 頭																																																																								
	南島原市	2,621 頭																																																																								
	計	4,847 頭																																																																								
防護柵の設置等に関する取組	<p>イノシシ防止柵については、国・県・市の事業、予算で設置を実施している。特にイノシシ対策に効果的とされるワイヤーメッシュ柵の設置を推進している。</p> <p>また、防護柵設置後の点検補修や、柵周辺等の環境整備について、現地指導等を行っている。</p> <p>電気柵設置実績(3市)</p> <table border="1"> <tr> <td>R1</td> <td>島原市</td> <td>2,670 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雲仙市</td> <td>1,870 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南島原市</td> <td>14,560 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>19,100 m</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>島原市</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雲仙市</td> <td>14,335 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南島原市</td> <td>12,400 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>26,735 m</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>島原市</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雲仙市</td> <td>2,185 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南島原市</td> <td>4,840 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>7,025 m</td> </tr> </table> <p>WM柵設置実績(3市)</p> <table border="1"> <tr> <td>R1</td> <td>島原市</td> <td>2,330 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雲仙市</td> <td>26,227 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南島原市</td> <td>9,900 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>38,457 m</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>島原市</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雲仙市</td> <td>27,337 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南島原市</td> <td>9,420 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>36,757 m</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>島原市</td> <td>557 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雲仙市</td> <td>11,393 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南島原市</td> <td>15,440 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>27,390 m</td> </tr> </table>	R1	島原市	2,670 m		雲仙市	1,870 m		南島原市	14,560 m		計	19,100 m	R2	島原市	0 m		雲仙市	14,335 m		南島原市	12,400 m		計	26,735 m	R3	島原市	0 m		雲仙市	2,185 m		南島原市	4,840 m		計	7,025 m	R1	島原市	2,330 m		雲仙市	26,227 m		南島原市	9,900 m		計	38,457 m	R2	島原市	0 m		雲仙市	27,337 m		南島原市	9,420 m		計	36,757 m	R3	島原市	557 m		雲仙市	11,393 m		南島原市	15,440 m		計	27,390 m	<p>今後、中山間部における広域的な柵の設置を推進する上で地域住民への啓発による意識改革が重要な課題となっている。</p> <p>また、野生鳥獣の生息好適地となっている耕作放棄地の増加も大きな課題である。</p>
R1	島原市	2,670 m																																																																								
	雲仙市	1,870 m																																																																								
	南島原市	14,560 m																																																																								
	計	19,100 m																																																																								
R2	島原市	0 m																																																																								
	雲仙市	14,335 m																																																																								
	南島原市	12,400 m																																																																								
	計	26,735 m																																																																								
R3	島原市	0 m																																																																								
	雲仙市	2,185 m																																																																								
	南島原市	4,840 m																																																																								
	計	7,025 m																																																																								
R1	島原市	2,330 m																																																																								
	雲仙市	26,227 m																																																																								
	南島原市	9,900 m																																																																								
	計	38,457 m																																																																								
R2	島原市	0 m																																																																								
	雲仙市	27,337 m																																																																								
	南島原市	9,420 m																																																																								
	計	36,757 m																																																																								
R3	島原市	557 m																																																																								
	雲仙市	11,393 m																																																																								
	南島原市	15,440 m																																																																								
	計	27,390 m																																																																								
生息環境の境取管理その他	<p>圃場周辺の草刈や耕作放棄地の解消、農地(収穫残渣の放置等)や集落内外(庭先果樹や放任果樹等)の環境整備対策について、講習会や広報誌などを活用し周知を図っている。</p>	<p>圃場周辺の草刈や耕作放棄地解消、収穫残渣除去、庭先果樹、放任果樹、通学路などの環境整備対策の担い手の確保や地域住民の理解が課題となっている</p>																																																																								

(5)今後の取組方針

<p>○3対策の推進 野生鳥獣による被害を防止するため、「防護対策」「棲み分け対策」「捕獲対策」の3対策を基本として推進する。 ①「防護対策」として、被害防止効果の高いワイヤーメッシュ柵設置を地区単位で設置推進する。 ②「棲み分け対策」として、防護柵周辺の定期的な草刈り等による管理指導を実施する。 ③「捕獲対策」として、引き続き猟友会の協力のもと、捕獲報償金助成等による捕獲を推進する。</p> <p>○指導体制 各市で設置している鳥獣被害対策実施隊と連携した取り組み、関係機関より構成されるイノシシ対策A級インストラクターによる巡回指導など、被害軽減対策を支援する。</p> <p>○研修会など 効果的な被害防止対策を行うため、防護柵設置を行う地区に対し、研修会などを開催して効果的な被害対策の啓発を図り、野生鳥獣を寄せ付けない地区環境づくりに向けた指導を行う。</p>
---

※今後の計画

<p>① 被害対策の基本である「防護対策」「棲み分け対策」「捕獲対策」の3対策を推進する。 ② 地域懇談会、現地研修会等を実施し、地域の被害対策への取り組みに対し支援を行う。 ③ 有害鳥獣捕獲従事者を中心とした捕獲隊を推進する。 ④ 食肉の利用推進として、地元食肉処理施設との連携を図る。 ⑤ 人里へのイノシシ等の出没等による生活被害の軽減にも努める。 ⑥ ICTなどの新技術について導入を検討する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

各市鳥獣被害対策実施隊	実施隊の隊員は、市長により指名された市職員及び任命された民間人で構成されている。業務として、市職員と連携して、地区への防護柵の設置指導及び被害実態、出没状況の調査等に従事する。 対象鳥獣の捕獲については、猟友会に委託する。
島原猟友会、国見猟友会 小浜猟友会、南島原猟友会	農林業者等からの連絡を受けて、各市からの依頼により、各地域の捕獲班が有害鳥獣の捕獲を行う。

(2)その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 }	イノシシ カラス等鳥類 ヒヨドリ カモ類 アナグマ タヌキ	各猟友会と連携して捕獲用具(箱わな等)の導入を地域に対して進めると共に、狩猟者講習会を長崎県、長崎県猟友会と連携して行い、捕獲技術の向上を進める。 また、狩猟免許取得のための事前講習会を長崎県猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。 さらに、捕獲隊の制度を活用し地域住民と連携した捕獲活動の強化を行う。
令和7年度	アライグマ キツネ イタチ テン等	

(3)対象鳥獣の捕獲計画

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方
①イノシシ	イノシシの捕獲数(有害)は、令和元年度が5,417頭、令和2年度は5,493頭、令和3年度は4,847頭と減少傾向にあるが、今後も継続した被害が懸念されることから、捕獲計画数を7,300頭/年間とする。
②カラス等鳥類	カラスの捕獲数(有害)は、令和元年度が634羽、令和2年度は705羽、令和3年度は559羽と推移している。農家や猟友会への聞き取りによると個体数は増加しており、農作物被害も深刻な問題となっており、捕獲計画数を5,000羽/年間とする。
③ヒヨドリ	ヒヨドリの捕獲数(有害)は、令和元年度が3,371羽、令和2年度は3,465羽、令和3年度は823羽と推移している。個体数は隔年毎に増減しているが、農作物被害も今後増加すると考えられるため捕獲計画数は5,500羽/年間とする。
④カモ類	カモの捕獲数(有害)は、令和元年度が6羽、令和2年度は53羽、令和3年度は0羽と推移しているが、今後は農作物被害が増加すると考えられるため捕獲計画数は5,200羽とする。
⑤アナグマ	アナグマの捕獲数(有害)は、令和元年度が244頭、令和2年度は312頭、令和3年度は239頭と推移している。特に被害が拡大傾向にあるので、今後の捕獲頭数を700頭/年間とする。
⑥ノイヌ	近年ノイヌの被害は無いが、過去に家畜が襲われる等の被害報告があったことから、当面20頭/年間とする。
⑦タヌキ	タヌキの捕獲数(有害)は、令和元年度が15頭、令和2年度は16頭、令和3年度は15頭と推移している。今後増加傾向にあるので、今後の捕獲頭数を140頭/年間とする。
⑧アライグマ	アライグマの捕獲数は、令和3年度が3頭捕獲されており生息域拡大が懸念される。地域からの完全排除を目指し、捕獲計画数は150頭/年間とする。
⑨キツネ	キツネについては、施設ハウスへの被害を受けており、今後農作物への被害が拡大するので、捕獲計画数は50頭/年間とする。
⑩イタチ	イタチについては養鶏場に侵入し、鶏舎・鶏卵への被害を発生させている。被害が継続化しているので、捕獲計画数は、140頭/年間とする。
⑪テン	テンについても養鶏場での鶏卵を中心に被害を受けている。継続化すると養鶏にも被害が拡大するので、今後の捕獲頭数を140頭/年間とする。

対象鳥獣	市	捕獲計画数等		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	島原市	800	800	800
	雲仙市	3,000	3,000	3,000
	南島原市	3,500	3,500	3,500
	計	7,300	7,300	7,300
カラス等鳥類	島原市	3,000	3,000	3,000
	雲仙市	1,000	1,000	1,000
	南島原市	1,000	1,000	1,000
	計	5,000	5,000	5,000
ヒヨドリ	島原市	2,500	2,500	2,500
	雲仙市	1,000	1,000	1,000
	南島原市	2,000	2,000	2,000
	計	5,500	5,500	5,500
カモ類	島原市	0	0	0
	雲仙市	4,200	4,200	4,200
	南島原市	1,000	1,000	1,000
	計	5,200	5,200	5,200
アナグマ	島原市	100	100	100
	雲仙市	200	200	200
	南島原市	400	400	400
	計	700	700	700
ノイヌ	島原市	0	0	0
	雲仙市	10	10	10
	南島原市	10	10	10
	計	20	20	20
タヌキ	島原市	100	100	100
	雲仙市	10	10	10
	南島原市	30	30	30
	計	140	140	140
アライグマ	島原市	30	30	30
	雲仙市	100	100	100
	南島原市	20	20	20
	計	150	150	150
キツネ	島原市	30	30	30
	雲仙市	10	10	10
	南島原市	10	10	10
	計	50	50	50
イタチ	島原市	100	100	100
	雲仙市	10	10	10
	南島原市	30	30	30
	計	140	140	140
テン	島原市	100	100	100
	雲仙市	10	10	10
	南島原市	30	30	30
	計	140	140	140

捕獲等の取組内容

イノシシを対象として銃器・わなを用いて4月1日から翌年3月31日に予察捕獲を行っている。対象区域は各市とも市内全域である。  
カラス、ヒヨドリ、カモ類については銃器を用いて4月1日から翌年3月31日に予察捕獲を行う(ヒヨドリについては一部有害捕獲)。対象区域は各市とも市内全域である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	県からの許可権限委譲済

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	防護柵の種類	整備内容			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	
イノシシ	WM柵	島原市	2,500	5,000	5,000
		雲仙市	50,000	50,000	50,000
		南島原市	30,000	30,000	30,000
		計	82,500	85,000	85,000
	電気柵	島原市	500	1,000	1,000
		雲仙市	6,000	6,000	6,000
		南島原市	20,000	20,000	20,000
		計	26,500	27,000	27,000
タヌキ・アナグマ等の中型哺乳類	WM柵+電気柵	島原市	500	1,000	1,000
		雲仙市	10,000	10,000	10,000
		南島原市	0	0	0
		計	10,500	11,000	11,000
カモ等の鳥類	テグス+ネット柵	島原市	500	1,000	1,000
		雲仙市	10,000	10,000	10,000
		南島原市	5,000	5,000	5,000
		計	15,500	16,000	16,000

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 }	イノシシ カラス等鳥類 ヒヨドリ カモ類 アナグマ タヌキ	被害を受けている地域において、侵入防止柵の導入・設置・設置後の管理について相談・指導を行う。
令和7年度	アライグマ キツネ イタチ テン等	

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

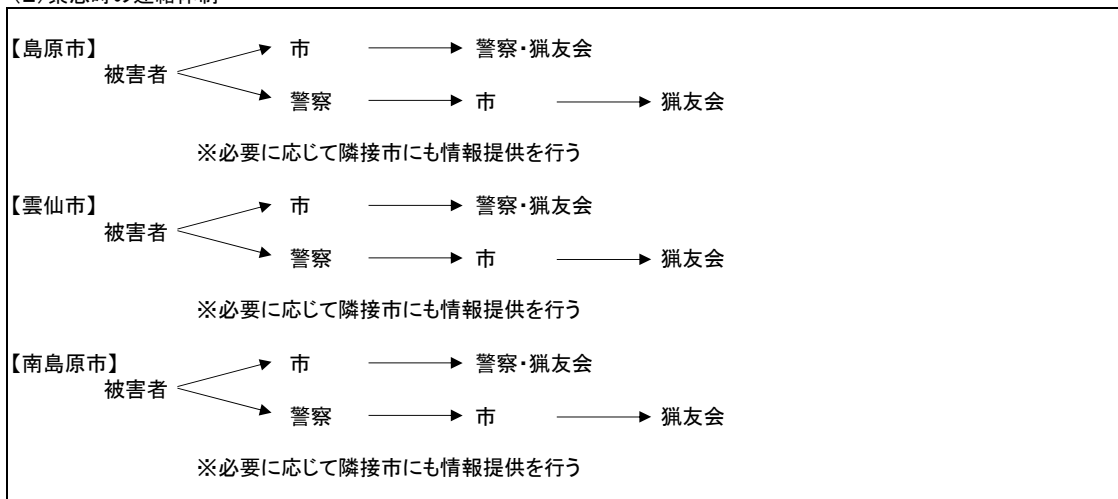
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 }	イノシシ カラス等鳥類 ヒヨドリ カモ類 アナグマ タヌキ	地域において、研修会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。 鳥獣被害対策実施隊による防護柵設置指導や集落環境点検などの活動促進を行う。
令和7年度	アライグマ キツネ イタチ テン等	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関		役割
島原市	島原市	関係機関への連絡・報告、現場確認、鳥獣に対する対処法を検討し、住民へ注意喚起を行う。
	猟友会	対象鳥獣の保護・捕獲、追い払いを行う。
	警察	住民に対する安全対策。
雲仙市	雲仙市	関係機関への連絡・報告、現場確認、鳥獣に対する対処法を検討し、住民へ注意喚起を行う。
	猟友会	対象鳥獣の保護・捕獲、追い払いを行う。
	警察	住民に対する安全対策。
南島原市	南島原市	関係機関への連絡・報告、現場確認、鳥獣に対する対処法を検討し、住民へ注意喚起を行う。
	猟友会	対象鳥獣の保護・捕獲、追い払いを行う。
	警察	住民に対する安全対策。

(2) 緊急時の連絡体制





7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲した個体については県央南広域環境組合東部リレーセンターや衛生センターに搬入することで無償で処分できるよう環境部局と調整済みであり、焼却場へ受入可能である。  
 捕獲された一部の個体は民間の食肉処理加工施設にて受入されており、令和3年度のイノシシ捕獲頭数4,847頭のうち、306頭(約6%)は食肉処理加工施設へ持ち込まれている。  
 山奥などで上記施設等へ持ち込めない個体については周辺の環境に影響を与えないよう適切に埋設することを研修会などで指導する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

民間業者による食肉処理加工施設が運用されており、連携してブランド化を図り利活用を進めていく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	島原半島地域野生鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
島原市、雲仙市、南島原市	事務局担当、協議会に関する連絡・調整、各市鳥獣被害防止対策協議会における連絡調整、情報提供、技術的指導、及び施策の推進
各市鳥獣被害防止対策協議会(※)	鳥獣被害防止対策の指導及び実施
島原雲仙農業協同組合	農業者からの情報収集及び営農(技術)指導
島原猟友会、国見猟友会、小浜猟友会、南島原猟友会	有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施・調整
島原警察署、雲仙警察署、南島原警察署	有害鳥獣関連情報の提供
雲仙森林組合	有害鳥獣関連情報の提供
長崎県農業共済組合 島原北支所、島原南支所	有害鳥獣関連情報の提供
長崎森林管理署 島原森林事務所	国有林に関する情報提供及び被害防止技術の情報提供
株式会社椿説屋(ももんじFactory)	捕獲された有害鳥獣の食肉利用
島原振興局農林水産部：衛生課、林務課、農業企画課	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供
島原振興局農林水産部：地域普及課	事務局担当、協議会に関する連絡・調整、有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供

※島原市

被害防止対策協議会の名称	島原市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
島原市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
島原猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施・調整を行う。
島原雲仙農業協同組合	農業者からの情報収集と営農指導。
長崎県農業共済組合 島原北支所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
長崎県島原振興局 島原地域普及課	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供等を行う。
長崎県島原振興局 農業企画課	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供等を行う。
農業者代表及び農業者の団体	有害鳥獣被害等の情報提供を行う。

※雲仙市

被害防止対策協議会の名称	雲仙市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
雲仙市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
国見猟友会 小浜猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施・調整を行う。
島原雲仙農業協同組合	農業者からの情報収集と営農指導。
長崎県農業共済組合 島原北支所	有害鳥獣被害等の情報提供を行う。
長崎県島原振興局 雲仙地域普及課	雲仙市有害鳥獣被害防止対策協議会に参加し有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
長崎県島原振興局 農業企画課	雲仙市有害鳥獣被害防止対策協議会に参加し有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
地元農家代表	有害鳥獣被害等の情報提供を行う。

※南島原市

被害防止対策協議会の名称	南島原市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
南島原市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
南島原猟友会 島原猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施・調整を行う。
島原雲仙農業協同組合	農業者からの情報収集と営農指導。
長崎県農業共済組合 島原南支所	有害鳥獣被害等の情報提供を行う。
長崎県島原振興局 南島原地域普及課	南島原市鳥獣被害防止対策協議会に参加し有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
長崎県島原振興局 農業企画課	南島原市鳥獣被害防止対策協議会に参加し有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
地元農家代表	有害鳥獣被害等の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長崎県 農山村振興課 農林技術開発センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該計画の目標達成のための支援、助言。</li> <li>・A級インストラクターの育成、支援。</li> <li>・オブザーバーとして本協議会に参加し、野生鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。</li> </ul>

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>各市職員(市長が指名した職員)及び民間人(市長が任命した民間人)で鳥獣被害対策実施隊を結成、捕獲、被害防止策の普及啓発等、市内の被害対策についての取り組みを進める。</p> <p>島原市:2名 雲仙市:16名うち民間10名 南島原市:10名うち民間2名</p>
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>島原半島においては、農作物の被害は深刻な状況に陥っている。また、山間部を中心として高齢化が進んでいるため、防護柵の設置や緩衝帯の整備が困難な状況である。そこで、広範囲の被害対策(防護柵の設置、緩衝帯の整備)を講じる場合には、地区、地域住民に併せ、各市鳥獣被害防止対策協議会の応援を要請することを検討する。</p> <p>また、防護柵の設置後、再度被害が発生する地区に対しては、長崎県が認定するA級インストラクターによる巡回を行い、被害軽減に向けた指導を行う。</p> <p>更に、イノシシやカラスについては、被害個数の減少のため、猟友会の協力を得ながら地区での「捕獲隊」についても進めていく。</p>
---

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>島原半島地域野生鳥獣被害防止対策協議会が中心となり各市鳥獣被害防止対策協議会と連携し 広域的な対策案の検討や共同での講習会、情報交換会、現地研修会などを実施する。</p>
--